

第六十八回国会 商工委員会 議 録 第十三号

昭和四十七年四月十四日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 進藤 一馬君

理事 武藤 嘉文君

理事 吉田 泰造君

理事 小宮山重四郎君

理事 橋口 隆君

理事 中村 重光君

理事 稲村 利幸君

理事 小川 平二君

理事 北澤 直吉君

理事 坂本 三三君

理事 堀崎 潤君

理事 羽田野忠文君

理事 松永 光君

理事 岡田 利春君

理事 浅井 美幸君

理事 松尾 信人君

理事 川端 文夫君

理事 米原 昶君

理事 田中 角榮君

理事 通商産業大臣

理事 通商産業省鉱山

理事 石炭局長

理事 中小企業庁長官

理事 高橋 淑郎君

理事 大蔵省銀行局中

理事 小金融課長

理事 商工委員会調査

理事 室長

委員の異動

四月十四日

兼任

米原 昶君

兼任 補欠選任

津川 武一君

同日

兼任

津川 武一君

兼任 補欠選任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

同日

兼任

津川 武一君

兼任 補欠選任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

同日

兼任

津川 武一君

兼任 補欠選任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

同日

兼任

津川 武一君

兼任 補欠選任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

同日

兼任

津川 武一君

兼任 補欠選任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

同日

兼任

津川 武一君

兼任 補欠選任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

同日

兼任

津川 武一君

兼任 補欠選任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

兼任

津川 武一君

兼任

米原 昶君

の占める比重は依然として高く、このような構造を変えないで自主性の確保といつても、ことばだけになるのではないか、こういうことを第一に感ずるわけであります。この点について、政府の見解を聞きたいと思ひます。

○駐政府委員 自主性の確保ということ、いずれの国にとりましても、国の経済、社会の基本にかかわりますエネルギーの問題でございまして、政策の基本として追及されておるところでございまして、わが国の場合には、特に国内資源がなく、かつ戦後石油精製産業というものが、ほとんどいわれる民族系資本の参画しない形で再発足をせざるを得なかつたという歴史的な事情もございまして、そこで、原油の開発も自分でしていない、精製もしていない、輸入される原油はすべて外国資本の手によつてまかなわれておるといふところから発足いたしました、本日現在でよりやく国内のマーケットに対しての精製及び販売のシェアといふものが、民族系資本で五〇％行なえることになつたわけでございます。これはヨーロッパ大陸諸国の水準よりはかなり実は高い水準になつておるかと思ひます。残念ながら、御指摘がございましたように、肝心の原油は依然として全く輸入、特に国際資本からの供給に依存しておるといふ状況でございます。今後わが国として石油の安定供給ということを確認いたしますためには、国内精製産業の確立ということもさることながら、わが国も積極的に原油の開発に参画いたしまして、場合によつてはメージャーと協調して事業を行なうこともありましようけれども、やはり産油国の存在といふものを十分に認識し、産油国との共同事業といふところにわが国も参画していく。これは資源を略奪するといふことではなくて、お互いに共同して事業をする。当方の利益も考えますが、同時に、低開発国でありますところのOPEC諸国の経済のいわれるテークオフにも寄与するといふ形におきまして、わが国も原油に対しての発言権を持つていく。こういうことを基本に、いわゆる自主性といふものを確立する必要があるう

かと存じます。つまり、協調を基軸としたところの、協調と協力、貢献を行ないつつの自主性の確保といふことが基本であらうと考えております。

○米原委員 産油国との協力、共同という考え方は、私は支持するのですが、ただ、いままで海外油田を自主的に開発された例を見まして、これまで海外で進められておるのはいままでのところ、単独で開発を進められておるのはいままでのところ、やはりごくわずかで、ほとんどがアメリカの資本あるいは外国の資本が入つております。さらに資本ばかりでなく、開発に要する技術は大幅に国際石油資本に依存しておる現状であります。これはインドネシア石油資源開発やイラン石油の例を見れば明らかであります。こういうやり方ではやはり自主性は確保できないのじゃないか。産油国だけとの共同開発ということならよくわかるのですが、いままでのような行き方では、この点も改める必要があるのじゃないかと思ひますが、この点について所見を伺いたいです。

○駐政府委員 イランのお話がございましたが、イランの場合には、私も、むしろ世界の石油開発の歴史におきまして、またわが国の開発の歴史におきまして、非常に重要な時期を画すると思ひます。画期的な意義があつた、そういう形の開発ではないかと思つております。イランの場合には、これはOPECの要求でございますけれども、資源保有国であるところのイラン政府が、その開発事業の五〇％の主導権は条件として最初から明示しておつたわけでございますが、残りの半分の部分については、わが国が過半数を持つ、そして一部にイランで従来から長年操業いたしておりましたところのメージャーのある一社が、少数の形で参画をする。しかもそのメージャーといふのは、わが国で従来から石油精製、販売をも行なつておるといふ形のコンビネーションでございまして、今後、既存の国際石油資本の現地会社といふものに対しまして、とりあえずは二〇％か三〇％のようございしますが、最終的には少なくとも五〇％といふことを目標にOPECの政府が

資本参加をするといふことはすでにたびたび決議をされ、実行の段階にいま入りつつあるわけでございます。その際には、すべてのOPEC諸国におきましますところの石油の開発事業というのは、たとえばイランのような形、すべてのものに日本が相当大きな部分を占めるという保証はございませぬけれども、わが国として、ぜひいふところには参画をしていく、こういう形がぜひ必要であらうかと存じます。

そういう意味におきまして、いわゆる自主性の確保といふことは、必ずしもOPECと日本とだけで行なわなければ開発の自主性がなないといふことではございませぬ、今後さらにメージャーとわが国と二国間でやつておる場合につきましても、当然OPECの資本参加といふことは起こつてくるわけでございます。そういう点を十分考へながら、メージャーとの直接原油の取引といふことも片一方では残ろうと思ひます。片一方、OPECからの直接原油の取引といふことも出る。しかし、多くの部分については日本の参画した形での共同事業、国際共同事業といふことが、私どもは最も確実な目的達成の方法ではないか、こういうふうな現在を考えておるわけでございます。

○米原委員 それをどう見るかという問題、やはり国際石油資本との関係、これの見方の問題に關連してくると思ふのですが、外資系企業は、たとえば日本の国内の精製販売のシェアについてもやはりこの問題が重要な意味を持つてくると思ふのです。たとえば、外資系企業は五〇％を占めておるので、先日の石油輸出国との交渉で、値上げさせられた分は、国際石油資本はそっくりそのまま日本などの消費国に転嫁しているわけですね。その結果、国民生活にどんなに深刻な影響を与えたかは記憶に新しいところでありまして、これからの需要増を考えれば、やはりこの精製販売におけるシェアの問題にしましても、依然として外資系企業に市場を押えられ、自主性の確保もかなり制限されたものになると思ふのであります。この点を政府はどう考えておられるか。特に、国際資本から

値上げをかぶせられても実際拒否できないようになっていゝる外資系各社とのいゝる基本契約です。この前、ここで参考人の意見を聴取したときにも、そういう基本契約といふものがあることを参考人が述べられました。こういうものを公開させて、むしろ国民の批判によつて自主性を出させるようにしないと、いつでも国際資本が値上げした分は全部消費者価格の、日本の国内における価格の値上げになつていゝる実情です。ですから、この国際資本とのいゝる關係を変えていゝかないと、やはりほんとうの自主性にならないんじやないか、こういう点を感ずるわけですね。歴史的な事情があることは存じておりますけれども、そこに根本的にはかかつてくるわけですね。しかし、そういう關係からむしろ離脱して、自主的な方向にもつと進んでいゝかなければならぬのじやないかといゝのが私たちの見解なんです。この点について見解を聞きたいと思ふのです。

○駐政府委員 国内マーケットを外資系企業に押えられるといゝる問題につきましては、これは日本だけでなくて、ヨーロッパのイタリアでもドイツでもフランスでも、従来から政策当局として非常に問題になつておつた点でございます。ヨーロッパではわが国と異なりまして、たとえばドイツなどは、まあガソリンスタンドの末に至るまで、入割近いものがあつたといゝる間にいゝる外資系の系列に入つた。その後あつてみても、もう始まらないといゝるふうな実情があるかに聞いておりますが、わが国の場合には、いろいろの経緯があつたにせよ、やはり五〇％といゝる目標を当面掲げて、それに向かつて年々の努力を積み上げて、よりやく一応のフイティー・フイティーといゝる形にまで持つてきたわけでございます。それで、その場合に従来問題になりました一つの点は、ひもつきの原油といゝる問題でございまして、現在政府の指導のもとで、外資系の企業でも実は外資比率といゝるのは平均五〇％になつております。したがらいます、その外資比率を上回つて、いゝる契約でひもつきの原油をまあ押しつ

けられると申しますが、そういうことはしないという形にすておきます。民族系のほうには資本が入っておりませんので、ある程度ローンなどを受けておる場合にはそれに伴うものもございませうけれども、その比率は非常に低くございませう。そういう意味で、マーケットシェアとか精製能力とか販売量とかいうだけでなくて、原油の面につきましても極力そういう線でやってみておるわけにございませう。こういうことは、ヨーロッパの諸国よりもわが国としては政策をはっきりさせて努力をしてきたということがいえるのではないかと考えております。今後極力こういう線というものを維持してやっていく必要があるというのが総合エネルギー調査会でも先生方の御意見でございませう。

それから、その値上げの転嫁の問題でございませうけれども、現在のところ、原油の値上げは非常に大幅でございませうけれども、一九六〇年代を通じて下がりに下がり続けた原油というものが反騰しておるという程度の水準でございませうけれども、内容を詳細に見ますと、FOB価格のうちで約七五％というものはOPECの諸国の税金ないし利権料でございまして、特にメジャーの取り分がこの値上げに便乗してふえておるということとは現在のところ実態としてございませう。これはやはり後進国諸国が、唯一の資源であるところの石油というものでその所得水準を上げる、上げざるを得ないという意味で、価格が調整されておるといふ面が事実あると存じます。わが国としては、やはりこの問題に対処するためには、先ほど申し上げましたように、OPEC諸国というものは、みずからの石油資源を一そう開発して加工度も上げることを希望しておりますから、その事業にききパートナーとして協力をしていくという形で、安定と、少しでも低廉という目標を追求していくというのを基本にすることが、これの解決のオーソドックスな道であらうというふうに考えております。

○米原委員 では、その問題は、もうじきに大臣

が見えるそうですから大臣に最後に総括的に聞くことにしまして、もう一つ伺っておきたいのは、総合エネルギー調査会の中間報告ですね。この中で、石油開発のために安定した財源で計画的な助成を行なう立場から、石油特別会計の創設を提案して、これが出てくるわけですね。中間報告も指摘しているところ、石油の開発には膨大な資金が必要であり、今年度の予算に見られるような額では十分の開発とはいかないで、ワケを広げる必要性が出てくると思われませう。その際、現在の石油特別会計が四十八年度で一応期限が切れて、その後のあり方について検討が迫られており、識者の中にも、この際石油特別会計を廃止して全面的に石油に回してはどうかという意見も聞かれるわけでありませう。この点についての政府の考え方を伺っておきたいと思ひます。

○駐政府委員 まず、基本的な考え方のお答え申し上げます。

石油開発には、仰せのとおりたいへんなリスクを伴いますので、政府の助成資金というものが当然わが国の場合必要でございませう。ただし、石油につきましても、これは重要な、もう唯一の国内エネルギーでございませうので、石油産業は目下非常な苦境にあるわけにございませうけれども、政府といたしましては、やはり長期の見通しに基づきまして、可能な限りの国内のエネルギーとしてこれを活用するという立場に立ちまして、目下石油産業審議会が財源対策等も含めまして慎重に御検討いただいておりますところをございませう。その対策に基づきまして、国内エネルギーを活用するという立場に立つての石油対策を確立しまして、これに基づいて所要の財源は確保するというのが基本的な姿勢でございませう。

○米原委員 大臣に出す質問だけ一問残しておいたのですけれども、時間がなから結構てやりましよう。

さっきの問題ですが、基本的には占領下、そのときにとられた処置が私はずっと続いているのだと思うのです。石油産業が現在のように衰退したのは、あの占領下にある日本で、当時は原油が余っていた。国際石油資本が市場を求めて入り込んできた。そのときに総合的な将来を考えた見地からやればよかったのですが、当時占領下で全くアメリカ当局の言ってきたことには一方的に従属するような状態があったと思ひます。その結果として、ある意味では石油産業は意識的につぶされたんじゃないか、こういうふうに考えます。そういう点で国民生活や日本経済の自主的な発展にとつて重要なエネルギー問題を、利益追求を中心にした私企業にやらせることは必然的にエネルギーのアンバランスな開発、利用につながって、全体としてのエネルギー政策の構造をゆがめているのじゃないか。私たちがしましては、真にこのエネルギーの総合的な問題を解決するためには相当に思い切った計画を立てていく必要があるのじゃないか。国内の石油だけでなく、国内の石油、水力その他の資源を全面的に総合的に利用するという立場、第二に国際石油資本から石油を輸入するという方向を次第に切りかえていく。石油産出国やあるいは社会主義国やそういう国との貿易あるいは経済協力の関係をもっと強めていく必要がある。そして、いまの国際石油独占に押えられていくような状態から自主性を大きく回復していく必要がある。それに原子力などの新しいエネルギーの開発の点です。もちろんこの点については、安全性あるいは平和的、民主的利用という点でも慎重な措置はとらなくてはなりません。将来を考えると、やはり原子力の利用ということには重大な意味を持つてくると思ひます。そういうものを総合した体制をいまからとっていかないければいけないのじゃないか。そのために石油だけでなく、石油、ガス、電力、原子力、すべての主要なエネルギー産業が問題ですね。率直にいうと私は、むしろ国有化よりほかしようがないのじゃないか、そういうふうに考えているのじゃないか、そういうふうにご意見を伺います。そしてそういうものを総合して、真に民主的に管理された総合エネルギー公社とでもいうようなものを設立してい

く、こういうことが非常に重要だと考えるのです。私、実をいうと、大臣にその点についてどう考えておられるかということをお聞きしたかったのでありますが、大臣もうちに合わないかもしれませう、質問の都合があると思ひますから、その意見を聞いて私は発言を終わりたいと思ひます。

○駐政府委員 石油が石油を次第に押しやりまして、約七割のウエートを持つような状態に現在なつておるわけにございませうが、一言で申せば、世界的な最近の傾向かと思ひます。いわゆるエネルギー革命といふことが、開発技術なり輸送手段の驚くべき発達等に伴ひまして、世界的に普及したわけにございませうけれども、特にわが国の場合には、世界が驚嘆するような高度の経済成長時期というものとまたま重なつたというふうな事情もございませうし、わが国が東西に非常に海岸線の長い国であつて、マンモスタンカー等の受け入れというふうな点におきまして、ヨーロッパの諸国とはまた数段違った有利な点があつたとか、いろいろわが国の特殊事情というものが重なりまして、エネルギー革命の進行の度合いというものは、世界でも特に日本は激しかった一つの国だと存じます。

そこで、今後とも石油というものは当分の間、お話のございました原子力というものが新しいエネルギーとして確立するまでの間、これは十年や二十年ではないと存じます。当分の間やはり世界のエネルギーの中核にならざるを得ないと存じます。ただ、国の考え方といたしましては、お話のございましたけれども、やはり国のなすべき一番大事なことは、総合エネルギーのビジョンを持つということだろうと思ひます。全体のエネルギー消費の伸びについて、しかもその確保が非常に困難になりつつあるという状況のもとで、原子力等も含めまして全体の長期的なエネルギーの占めるべき地位というものを加えながらビジョンを確立しておく。それに基づきまして、石油に対してはまた石油の特別の手厚い配慮というものの

あつたわけですが、今度はみずからこれをやるということになってまいりますと、産油国との経済協力ということ、公団が行なう業務と有機的に結合させるということがきわめて重要になつてくるであらうと私は思うのであります。それらの点に対して、経済協力の問題については大臣からお答えをいただいたこともあるわけですが、具体的には公団自体がそうした業務に取り組みることになつたわけでありまして、今後の対策は十分講じておられることであらうと思つておりますが、あらためてひとつ大臣からこの点に対する考え方を聞かせていただきたいと思つております。

○田中中国務大臣 御指摘のような事情がこれからほとんど全部に起こつてまいります。私が去年七月に通産省に参りましてから第一次に手がけましたものにイランの石油開発がございまして、これは石油開発というのではなく、精製工場まで現地につくるべしという要求もございましたし、それだけではなく周辺の環境整備という問題等がございまして、輸銀資金だけではなく海外経済協力基金との抱き合わせということ、民間の資金との三者抱き合わせというよりなことが行なわれておるわけでございます。そういう意味で、今度石油開発公団が試掘を行ない、また資源開発を行なうという場合には、当然いま御指摘のような政府ベースの援助というものが付随して出てくるわけでございますし、石油精製その他、輸銀資金を使わなければならぬような面も当然出てまいります。そういうものとのつながり、調整は通産省は十分やつてまいるというふうでございます。

○中村(重)委員 産油国との経済協力の一環として当然出てまいりますのは、現地精製の問題であらうと思つたわけですが、けさの新聞でも「原油直接取引の原則同意、相互に調査団を派遣、現地精製・タンカー輸出、対OPEC交渉」という形でこれが報道されているわけですが、これは政府筋ということでありまして、先ほどの大臣のお答えによりまして、ここまで具体的に煮詰まつて交渉

を進めるということで合意されているのかどうか、その点は明らかでございませぬけれども、しかしいま方向としては、現在の石油業法の消費地精製主義というものを再検討しなければならぬ段階にきているのではないかと思つておりますが、その点、大臣の考え方はいかがでございますか。

○田中中国務大臣 いまOPECの代表との間にそのような具体的な問題が提起をされ、討議をされてはおりません。しかし産油国はもう全部一応さういふ考え方を持つております。これは産油国だけではなく、銅鉱石とかいろいろな鉱石を日本に輸出する国々もさうなんです。日加経済閣僚会議の中のひとつの大きなポイントには、銅鉱石を全部日本に持つていかれたんじや困る、このうち半分を現地で製錬をしてもらいたい、現地の人に職を与えてもらいたい、こういうことでございまして。それは日本の給与と同じになればやれるけれども、高い人間ではなかなか使えない、こう言いましたら、高い人間でも、要らないもので日本に運ぶ運賃を考えればできるじゃないか。いろいろな交渉をしておるわけでありまして。これは石油だけではなく、やはり現地に就職の機会を与えようということ、現地の工業化ということ、それによつて他の産業に及ぼす技術の向上という問題を現地では要求しておりますので、徐々にやつていかなければならぬ。これは、私がこの間参議院の予算委員会でも、短い時間でございましてから否足らずの話をしましたら、公害輸出ということに考えられると困りますから、こう言つたので、公害輸出というものはどうも考えておりません、現地側がどうしても現地で製錬するように、精油をするようにということをお求めおるのですというところで理解されました。いずれにしても、鉱石や石油、地下資源の供給国はどうしても自分の国で製錬をするようにという運動が非常に強くなつておることは事実であります。

○中村(重)委員 この委員会でも、硫黄分の非常に強い主として中近東で生産されるハイサルファに重点を置くのか、硫黄分の低いローサルファに重

点を置くのか、莊鉱山石炭局長の考え方とそれから公団の島田総裁の考え方が食い違つておるようには実は受け取られたわけなんです。これは双方ともそれぞれの理由があるだろうと私は思つております。島田総裁の考え方は、量的確保という面からわかるわけですが、しかしながら、公害というものが非常に出てきているというよりなことですね。まあそれは脱硫装置をこれから高めていく。したがつて、脱硫装置を整備していくということになつてまいりますと、公害防止は行なわれることになつてくるわけですが、硫黄分の高い原油を大量に確保するというところにウェートを置くのか、硫黄分の低いもの、これは量が非常に少ないわけですが、これにウェートを置くのか、というわけですが、やはり方針として確立されておく必要があるのじゃないかと思つております。大臣の考え方はいかがですか。

○田中中国務大臣 それはもう申すまでもなくローサルファということが前提でございます。質のいいものというところでございまして。島田君が述べたと思いますが、やはり先ほども述べましたように、量的確保しなければならぬわけでありまして。量の確保するといふけれども、理想的には質のいいもの、ローサルファのものというところは当然でございます。しかし地球上ずっと見てみまして、ローサルファの石油が非常に少なくなつたというところは事実でございます。ただ南シナ海とか新濁沖とか、日本の大陸だなどはどうも質が非常にいい、言ひなれば世界一じゃないかというよりな、通産省が非常に喜びそうなニュースが入つてまいりますが、しかしこれもこれから試掘、探鉱というものをやるとやつてみなければわからないものでございまして、なるべく手のかからないもの、質のいいもの、ローサルファのものをまず第一義に開発をするというところでございまして。

○中村(重)委員 それでは具体的な問題についてお尋ねをしたいと思います。まず、硫黄分の低いローサルファに重

資を行なう。そこで、原資として全国信用金庫連合会から六十億円を借り入れるということになつてゐるようです。ところが、申し上げるまでもなく、信用金庫というものは中小企業金融機関としては重要な地位を占めてゐるわけですが、現在の金融情勢から見まして、貸し付け側からすれば資金運用先に困つておるというよりな事情もございまいしやう。したがつて、確実な融資先ですから、これに飛びつくということになつた事情はわかるわけですが、しかしながら、今日中小企業は滞貨であるとか減産資金というものにまだ根強い要求があるわけですが、当面六十億といわれているのでありますけれども、一部新聞の報道によりますと、六百億だということも伝えられてゐるわけですが、中小企業金融という面から、大臣はこの信用金庫連合会から借り入れをするということについては相当慎重に配慮されたところであらうと思つておりますが、これらの点に対して考え方をお聞かせいただきたいと思つております。

○田中中国務大臣 御指摘のとおり、六十億全信連から供与を受けるわけでありまして、これはあくまでも全国信用金庫という中小企業の使命を阻害するようないことを前提にしておりません。これは絶対に阻害してはならない。これは景気が回復をしまして、中小企業金融が拡大をせられるような状態になれば政府がいつでも肩がわりができるということでございますので、これを原則といたしております。系統金融である農林金融も、いまは員外貸し付けを認めざるを得ないというよりな実態にあるわけでありまして。これは加入農民だけでは資金の活用はできないので、余裕資金の活用という意味で話をつけたわけでございますが、いずれにしても、系統金融にしても中小金融機関にしても、その他のものに移流用ということになるわけでありまして、余裕資金の活用という名目で移流用する。またさういふことで移流用するわけですから、本来の目的で使用する場合には、政府は絶対に御迷惑をかけないということを原則にしておりますので、御了解いただきたい。

○中村(重)委員 実はこの法律案に賛成の方向で私のほうは党内で手続をしたわけですが、政策審議会の全体会議でその点問題になりまして、私もいま大臣がお答えになったような方向で、実は政策審議会の全体会議の了承を得たわけです。したがって、いま大臣が御答弁になりましたように、ひとつ確實にそれを実施していただきたい、こう思います。同時に、信用金庫法第五十四条第二項で、員外貸し付けには大蔵大臣の認可を要するといふことになっているわけですし、そこは遺憾なくやっておられるであろうと私は思うわけですが、きょうは大蔵省の担当課長も御出席いただいておられますけれども、まあ両大臣十分この点は合意されていることでございましょうから、大蔵省の担当課長のお答えは必要があればあとでお尋ねをすることになります。この点大臣から、将来返還の関係等もありますので、ひとつお答えをいただいております。

○田中國務大臣　これはもう法律を制定するとき
に大蔵大臣と合意に達してこの処置をとつたわけ
でございますし、閣議決定を行なっておりますの
で、これは当然ただいまの御発言の御趣旨は私が
責任を負つて実行いたします。

○中村(三)委員　そこで、この全借連から八分二厘で借入れ、製油会社には六分二厘で貸し付けをするということであり、意味になるのですから、この二分を利子補給をするということになつてゐるわけですが、この種の貸し付けにあつては利子補給の実績があるかどうか。これは前例になつてまいりますし、利子補給をするということに對しましての大臣の考え方、新聞に伝えられておりますように將來この金額がさらに六百億というよりな、またワクが話し合ひをされ合意に達しておるのかどうかという点をあわせてお答えいただくのですが、もしそうであるとするとならばこの六百億、將來借り受けをするものになつても二分の利子補給をしようとお考えになつていらつしやるのかどうか。

○田中国務大臣 六百億というような長期的な周

題に対してはまだ決定をいたしておりません。

それで利子補給をするということの可否というものは、これは利子補給をしなければならぬケースのものである——利子補給というよりも、これはほかの国は試掘探鉱というよりなものは政府が主体でやって、そして確実なデータが出たらそれを売ることのほうが望ましいのです。ところが石油資源開発法を議員立法として制定しますときも、なかなか大蔵省、どうも千三つというよりな、当時私はよく覚えておりますが、鉱山の仕事は千三つという、千に三つ当たればいいんだ、そういうものにいま乏しい財源をさくわけにはなかなかいぬということ、あのようにかたい法律ができたわけでありますが、その結果は試掘探鉱に對しては世界に立ちおくれで現在のような状態になったということでありまして、やはり資源開発というものは非常にリスクの大きい仕事でございますので、政府がリスクの相当部分を負うというところが原則に近いものだと思うのであります。

しかし、まあいま日本の経済界も負担できるよう
にだんだんと力もついてまいりましたし、まだ日
本の金利自体が高いということ、利子補給とい
う救済措置でやっておるわけでございます。將來
的に利子補給が続けられるのか、これは私は國際
金利が非常に下がってくるという感じがござい
まして、そういう意味では公定歩合だけを考
えてみても西ドイツの三%と四分七厘五毛とい
うことでありますから、これはひどく差がある
わけであります。そのために私は〇・七五を
も下げられると仮定をして計算をしてみます
と、日本のいまの百七十億の外貨準備のうち
三十億ドルくらい流出するのじゃないかとい
う気がするのです。ですから金利政策という
ものが非常にたいへんな問題を持つてい
るわけであります。國際的金利の情勢を見
ましても、これから金利は低下方向に
行くところを思います。だから、そうい
う仮定において考えられる問題であ
つて、いま長期的に六百億といふ
ような金額を想定して利子補給を
継続するといふふうにはお答え
できないわけでありまして、

○中村(重)委員　六百億の問題はまだきまつてないということですが、そういう交渉が進められておることは事実なんですか。

○**莊政府委員** 事務的には予算の交渉の際に、今後三年間で毎年五日分を、三年間で十五日分を備蓄の積み増しをするという場合に、その原油の量というのは約千三百万キロリットルになる、その原油代というのは御指摘のございましたような六百億近いものになるといふうなことは十分財政当局と詰めに詰めております。またそれに対しての利子補給というものをすれば、その金額が延べで八十億近いものになるといふうなことも、數字に基づきまして当然に検討はいたしております。初年度分といたしまして、いま大臣のお話ございましたように決定をいたしましたわけでございますが、次年度以降のものについて財政当局と私どもの間で事務的に決定することはできません。話はいたしておりますけれども、きまつておらなないのが事実でございます。

○中村重(重)委員 わかるのですけれどもね、まだきまつていないということ。大臣は、利子補給をするかどうか、これは国際金利の動向というようなものとの関連も出てくるのだから、ここで確定的なお答えはできないでしょうけれども、やはり国際金利が低金利の方向に進んで、日本の金利も公定歩合も引き下げられていく、実効金利はまた下がつてこなければならぬ、こういうことになつてまいりますね。ですからやはり全信連からいふことはおそらく借り入れをするということになるから、全信連から借り入れをするということになつてまいりますと、やはりその金利は八分二厘でなくてこれが若干下がったといえます。ところが精製会社に対する貸し付けもまた当然下げていかなければならぬ。結果は同じではなないか、やはり利子補給というものが必要になつてくるのではないかと、いうように思うわけですが、その点いかがですか。

○田中(田中)大臣 そういう常識的な御質問になればそれはそのとおりでございます。もう六十日く

らしいの備蓄は最低やらなければならぬ、六十日

などというところで、一体いいのかどうかと考へておるのです。ですから、そういう意味でスタートを
したわけでありますから、大蔵省、来年、再来年
のことまできめろというとは絶対きめません。予算
は単年度主義でございますからと、政府部内でも
なかなか切り口上なごあいさつでございますが、
しかし大蔵省も一回出しますとこれはなかなか味
のある運営をやりますので、この六十億の借り入
れに對しての利子補給を認めてその制度はスター
トをしたわけでございますから、必要性があるに
もかわらず今度はやりませんなどということとは
絶対に大蔵省は申さない。私も三年間も世話に
なつた省でございますして、これはスタートをすれ
ば、非常に厳密な檢討をしてスタートをしただけ
に、将来的な見通しとすればあなたが述べられる
とおりである、こう思います。

○中村(重)委員　ここでどうしても、大蔵省から御出席願っているのですから、特金課長にお答えをいただくことが適當かどうかかわからないのですけれども、きわめて重要な問題でもありますがお答えできる範囲でこの点に対しての考え方をひとつお示しいただきたい。

○員塚説明員 私、中小金融課長でございますが、ちょっと特金課のほうはお答えできません。申しわけございませんが、お許し願いたいと思います。

○中村(重)委員　まあそうだろうと思ひました。次に備蓄融資の原油購入資金。備蓄融資というのはこれは原油の購入資金のみに限られることになるんですね。設備資金というのは別に開銀資金を借り入れをするということになるのだらうと私は思ひんですが、公団から融資を受ける場合の担保の問題がひとつ出てくるのだらうと思ひんですが、公団は担保を精製会社から取ることになりませんか。この点、事務当局からでけっこうです。

○莊政府委員　政府関係機関の融資でございますので、当然に担保を取らなければなりません。

○中村(重)委員 そうしますと、この備蓄融資というのは運転資金なんですね。そこで設備資金は開銀から融資を受けるわけですから、これには当然担保を出さなければならぬのです。政府機関である、担保を取らなければならぬ、担保を取る場合は、これは第二担保、第三担保といったようなそういう担保ではないかということになるのだらうと思ふ。そういう場合にこの担保というものはどういふものが予想されているのでしょうか。ここまでおきめになったのですから、そこらあたりも私は詰めていられるだらうと思ふのです。いかがですか。

○駐政府委員 その点は実は事務的な検討がまだ残っております。財政当局の間で、どういふ種類の担保でなければいけないかということは、今後きめなければならぬ事項でございます。その場合、私も事務当局といたしましては、この原油というものは年々世界的に値上がりするものであるし、確実に国内において消費をされる商品であるというふうな意味におきましては、これは単に死蔵されるものではない、有効な資産であるというふうなことは考えなければならぬと思ひます。が、もちろん政府機関でございまして、現実な担保というものを取らなければならぬことは申すまでもございせん。担保物件の種類等につきましては、これから財政当局の了解を得る手続が残っております。

○中村(重)委員 もう少し突っ込んでお尋ねしたい点もありますが、時間の関係がありますから次に進みます。

海外開発体制と公団の投融資のあり方についてお尋ねをいたします。現在のわが国の海外開発体制というのはワンプロジェクト・ワンカンパニー、そういう形態になっているわけですね。そこで、グループごとの統括会社を望ましい、それから開発、精製の一体化が推進されなければならぬというものが従来議論されて、そういう方向に進む。大臣の先ほどの精製の問題についても、実はその線に沿ったお答えであったわけですね。

そこで、公団から投融資を受けている会社でワンプロジェクト・ワンカンパニーになっている、こういうことになってまいりますと、海外開発体制の進展に伴って投融資のあり方というものが当然検討されなければならぬ、私はこう思ふわけですね。今回の業務に非常に関連性があるから実はお尋ねをするわけですが、この公団が今回みずから物理探鉱をおやりになる。そこで今度は民間企業はこれに対してボーリング等をおやりになるのです。そしてそれが当たればよろしいわけですが、当たらない場合も実はあるということになってくるのだらう。その場合どうするかという問題等も出てまいります。そうしますと、民間企業がそういう開発をやるといふことになってまいりますと、公団はこれに対して出資をするといふことに実はなるわけですね。出資をする、あるいは融資をするといふことになる。当たればこれを放棄するといふ形になってくるのではないかと私は思ふのです。そうすると、ワンプロジェクト・ワンカンパニー、こういう形になってまいりますと、それで当たらない場合のだからその会社はつぶしてしまふといふことになる。ところがこれが統括会社という形になってまいりますと、一つのところがつぶれても、それだけの力を持つていたしました株式であるとか債権といふものはどうなるのであらうか、この点を若干私は疑問に感じていたわけですね。ドイツでは成功払いという形になって、成功したとしてもただ元本だけを償還させる、こういう形になっているのです。当たらない場合、これを完全に放棄するといふことに、ドイツでは法的にこれが確立されてきている。ところが、日本の場合はそれが確立されてない。しかしながら、当たらない場合はこれを放棄すると実は説明されてきているわけですね。ワンプロジェクト・ワンカンパニーといふことになってまいりますと、私は、取るものが、対象がありませんからそれはそれでやむを得ない

のだらうと思ひますけれども、できるだけこれを整理統合する、そうして一つの本社によってこのプロジェクトをつくっていく、こういうことになってまいりますと、それがつぶれてもほかで支払い能力はある。そうするとその債権の放棄というものがそういう場合どうなるのだらうかという疑問を感じますので、その点に対しての考え方を聞かせたいと思ひます。

○駐政府委員 まず事実関係について御説明をさせていただきます。

ドイツの成功払い融資制度と申しますのは、民間の石油精製会社が共同で、八社でデミネックスという一つの開発会社を設立したわけでありまして、そのデミネックスが海外に出ていって、ドイツの民間が開発をするわけでございますが、その場合に、ドイツ政府がその共同会社であるデミネックスに融資をする。ただし失敗した場合には、そのデミネックスは会社全体としてあちらこちらで成功し、全体として黒字であつても、いわゆるプロジェクトベースと申しますか、失敗した地域の分については、返済は必要な場合は猶予もでき、こういう弾力的な運用の制度でございます。わが国の在来のいわゆる財政資金に對します伝統的な考え方といたしまして、たとえばいまのデミネックスのような場合に黒字であるのに返済しないといふようなことは考えられない点だと思ひます。石油開発公団はどうかと申してやっております。石油開発公団はどうかと申してやっております。現在、個々の開発会社に原則として出資をいたしております。したがいまして、その開発会社が不幸にして幾ら探鉱しても失敗したという場合には、結局政府の出資も、これは政府の助成といふことに結果としてなるわけでございます。これを残念ながら返つてこないといふことを、石油開発という事業である以上、最初から覚悟をして政府としては出資をせざるを得ないといふ点があります。民間ももちろん見合の融資をして損をするわけでございます。石油開発公団は別途融資という手段もございまして、けれども、現在のところ、探鉱資金というのは非常に

リスクのある金でございますから、ほとんど利用されるに至っておりません。したがいまして、御指摘のとおりわが国の場合には、開発会社が不幸にして失敗した場合には、民間、政府ともそれぞれかぶらざるを得ない。かぶる覚悟と体制を整えながら、危険な開発に初めて取り組める、こういう形になっておるわけでございます。

もう一つ統括会社の問題でございますが、現在考えております統括会社と申しますのは、同一資本グループ等でプロジェクトごとに開発会社をつくつて、世界各所でやっておりますが、ばらばらでございます。新しい利権情報の収集一つするひまがない、あるいは民間の資金の導入についても非常に分散しておつて効率的でないし、技術者も分散したまま機動的な再配置もできないといふ非効率な弊害が同時に出てきております。そこで、資本系列をひとしくするものの中で一つの統括会社という、いわば作戦本部のようなものをつくりまして、民間資金の導入も、そこが集めて、下にあります開発プロジェクトごとの会社に入れていく、技術者もそこで統括をしておつて機動的に動かす、情報も集めて下に渡すといふふうなことを行ない。これは石油開発公団も大いに情報収集等を行ないますけれども、民間もそういうグループの作戦本部のような企業体をつくつて協力をするといふことが必要だといふ判断でいまやっております。身が、何か大きなプロジェクトをみずから手がけるという事態も生じようかと思ひます。現在はその統括会社が芽を出したといひますか、生まれてきたばかりの段階でございます。

○中村(重)委員 お答えとしては十分なお答えであつたのでありますが、私が十分わかりにくい点がありまして、端的にお尋ねいたします。

西ドイツの場合は、これは法的に制度として確立されているわけですね。成功したら出した元本だけを取るのだ、失敗したならば放棄するのだ、こうなつております。日本の場合はどうなるのか。

日本の場合には、ワンプロジェクト・ワンカンパニーでやります場合は、失敗をしたら取るものがないから、対象として債権を確保する方法がないから、これはもう取れない。こういう形になるのでしようが、そうではなくて、一つの会社が、あるいは統括会社でもよろしいのですけれども、このプロジェクトは失敗に終わったけれどもまだ支払い能力はあるんだ。その場合はこれを取るのか、全くドイツと同じように放棄してしまうのか、失敗の場合は、これはもう端的にお答えください。

○田中(重)委員 先ほども私が申し上げましたように、この種のもは、国によつては国費でもって全部やるというのがあります。それから西ドイツのように合理的にやっていると、そこでもありす。日本はその次くらいということでございます。いままでは、石油資源や石油公団に対しては西ドイツ並みにすべきだという強い産業界の意見があるにもかかわらず、なかなかそれに踏み切れなかったわけでありまして、今度は石油の非常に多量消費、開発輸入しなければならぬという事実を直視しまして、今度の公団法の拡充ということをお願いしておるわけでありす。しかしこれはあなたが述べられたとおり、西ドイツのようにはつきりしておらぬということでございますが、これは担保を取っておりますから、融資資金に對しては不成功の場合でも償還が行なわれるというところであります。出資については、これは政府と民間が出資をしたものは、失敗の場合はこれはもうかぶるようになる。これはちょうどY S I I をつくりましたときに、同じようなことをやっているわけですが、これは出資は政府もするし民間もする。しかしそれに対する赤字が出てどうにもならないという場合には、結局出資金を全部その中に繰り入れてしまつて借金に充ててしまつていうことにするわけでございます。西ドイツほどの合理性——こういう千三つというよりなり多くの多いものに対しては国家主体でやるというよりなものには多少違いわけでございます。違いわ

けでございますが、しかし成功した場合は当然であります。不成功の場合でも、これは貸し出し金に對しての償還は、担保を取っておりますからできます。そして出資は、そのときに融資がもうすでに使用果たされてる場合には、当然政府もかぶるし民間の出資もゼロになる。西ドイツとは違いけれども、政府がそれだけの、公団が物理探鉱したものに對して、非常に確実度があると思つて事業化しようとするのでありますから、それで實際はなかつたんだということになれば、公団の出資というものは消却せざるを得ない、こういうことでございます。

○中村(重)委員 これは非常に重要な点だろうと私は思ふんです。当てるのが非常に少ないわけです。公団が物理探鉱するわけですね。それをしさいに探鉱の詳細を見まして、そしてそこでボーリングをやると、いわゆる開発に乗り出すわけですね。当たらない。ところが、ボーリングだけでもそれはもう相当な、何億、何十億という金がかかるんだらうと思ふですね。ところが不成功の場合出資は放棄する、ところが融資は、担保を取っているんだからこれを取るといふことになつてまいります。私はその会社がつぶれてしまふという結果が起つてくるのではないかと感ずるのです。それで、同じ通産省部内の首脳部の中でこういうことを言っている人がありますので、その点は違ふ、いま大臣のお答えが正しいんだというならば、そのとおり、もう一度お答えをいただきたい。失敗をしたならばこれはもう取らないのだ。出資も投資もだ。融資もだ。成功した場合は、株式を、非常に値上がりするから、この株式を高く評価をしてこれで失敗をした場合の出資をカバーするんだ。それから融資のほうは、失敗をした場合は放棄するから、成功した場合は、利率を非常に高くするんだ、これでカバーするんだ。こういうことを通産省部内の首脳部が言つておられますから、これが違ふなら違ふ、大臣がいまお答えになつたとおりならそれとおりだと、もう

一度確実にお答えください。○莊政府委員 大臣がお答えになつたとおりでございます。失敗した場合は出資は、これは事業の失敗でございますから、民間と並びまして政府もかぶるというところが、わが国としての最終的な助成のこれは固めてございす。融資はどうか。担保を取つておりますから原則としてこれは返済をさせますが、場合によつては、これは業務方法書を詳細に見ますと、免除するということも可能であるというたし書きがございす。方針としては、現在のところこれは戻してまいらうということに実はなつております。探鉱と申します

のは、先ほど先生からお話がございました一本数億円もする井戸を掘ることでございます。今回法律改正で石油公団に行なわせることになりまして物理探鉱と申しますのは、飛行機を飛ばしたり船を走らせたりしまして、磁力を出したり音波を出して下のほうの地質の構造の一般状況を見るわけでございます。金はすつと少ないわけでございます。基礎調査でございます。いま出資とか融資とか申し上げましたのは、物理探鉱が済んだあとで、有望地点に深い四千メートルの井戸をおろして、一本数億円をかける、その場合のことでございます。成功した場合には、業務方法書にもはつきりございすように、これは額面以上の価格でこれを処分することができるとなつた場合には、適正な時期に適正な価格でこれは処分するものとすることがございす。これは資金の回収及び次の助成へそれを回していくということが現在必要段階でございすから、それをたてまえにしておるわけでございます。つまり大臣がお答えいたしましたとおりでございます。○中村(重)委員 物理探鉱とそのボーリング、それは私はわかつてゐるんですよ。しかしあなたがお答えのとおり、一本ボーリングをするにしてもこれは数億かかるあなたはおっしゃつた。これはやはり失敗の例が非常に多いわけでしょうから、物理探鉱でそれを見まして、ボーリングをやつてみて、必ずしもこれが当たるといふことに

はならないであらう。そうすると、それだけリスクが出てくることになつてくるわけですから、これはいまのお答えですと、その場合でも融資のほうはもう担保を取つてゐるんだから回収するんだ、こういうことでありまして、それでは、それはそのとおり理解をいたします。成功の場合、株式の評価はどういうふうになさいますか。保有をして配当を受けるという形にするのか、あるいはこれは評価委員会が何かにかけて直ちに処分するといふ道をお選びになりますか。

○莊政府委員 公団の場合には、まだそういう株式の処分ができるというほどにまで大きく成功したものが実はございせんので、今後の問題でございます。公団の資産でございすから、これは処分につきましては、十分価格についての慎重な配慮が必要でございす。公団の内部におきまして当然に公平な第三者の意見を聞くような形での詰めといふことももちろん必要でございす。が、本件は最終的には、国が従来も、所有してあります株式を民間に処分したことがございすけれども、最終的には財政当局の責任においての価格といふものがきめられる、それに基づいてのみ売られる、こういうことになるわけでございます。○中村(重)委員 それでは時間の関係がありますからこれで終わることにいたします。そこで大臣に、公団がこれから物理探鉱をやることになる。それから業務を拡大していくことになつてまいりますが、私は現在の機構あるいは人員、これは不十分だと思ふのです。これもやはり充足をしていかなければならない。業務自体ももっと拡充をしていくということではなければならぬのだ、そのように実は考えるわけでありす。したがしまして、今後公団としての業務を強化していくという点について大臣の心がまえをひとつお聞かせいただいて、そして私の質問を終わります。

○田中国務大臣 御指摘のとおりいま百二名でございいますが、百二名にしてこんな仕事をよくやっていると云うほどでございまして、ことし五十名ばかりふやしたいということで、いま折衝いたしております。公団そのものの任務が非常に拡大されてまいりますので、機構の拡充は当然考へるべきだと思ひます。

それから先ほどのこと、もう一つだけ申し上げておきますが、私が答弁したとおり、不成功に終わった場合は、出資金はそのまま減失をするわけではございませんが、借入れ金に対しては、借入れ金は担保を取っておりますから当然償還されるということで間違ひございせん。しかし業務方法書、通産大臣の認可に基づくものでございまして、業務方法書には絶対全額取らなければならぬ、会社をぶつたふさなければならぬといふことは書いてないのでございまして。これは通産大臣の認可を受けて、元本またはその一部について免除することができるといふ業務方法書がございまして、ございまして、御質問のように担保をとつておるものについては、国の法律に基づく石油公団としての債権の確保はこれは完全にできまうといふことの答へは、この業務方法書と競合しませんので、どうぞひとつ御了解のほどをお願いいたします。

○中村(重)委員 いま大臣が答えになりましたように、業務方法書であるとかそれから予算総則とかできている点があるわけですよ。だから私は法律事項にならなければならぬ点ではないかといふように考へておりますので、あらためてこれらの点に対しては私も検討いたしますけれども、政府としても十分ひとつ検討していただきたい。これから業務を拡充してまいりますればそういったような問題がさらに大きくなってまいりますから、これは簡単に業務方法書で処理するあるいは予算総則でこれを処理してしまふといふことだけでは私は問題であらうと考へます。

○岡田委員長 閣下して岡田利春君から質疑の申し出があります。この際これを許します。

○岡田委員 ただいま中村委員との間の大臣の答弁を聞いておりまして、いわば公団法の改正は非常に不十分である、なおさらその感を非常に強くいたしておるわけですよ。そこで当然大臣の答弁を發展させてまいりますと、石油開発公団というのはわが国の石油開発の中核的組織である、そしてこれはさらに強化をしなければならぬ、という思想に立っているのではないかと思ふわけですよ。したがって、中間答申にあるように当然公団が利権の取得をする、そういう機能をやはり公団にどうしても付与しなければならぬ国際環境に今日開発事業が置かれていゝのではないかと。さらにまた、最近のOPECとの交渉、接触等を反映いたしますと、大体OPEC諸国の場合はリビアのようにならぬと、これを国有化するという方向も出てまいりましたし、あるいはまた最近の利権の取得を見ましても、ナイジェリアのように五〇％權益を産油国側が取得する、あるいはフィリピン・フィリピン・ウジアラビアのように二〇％資本参加をする、しかし目ざすところはフィリピン・フィリピン・ウジアラビアの五〇％の資本参加をするといふのがOPECの究極の目標だと思ふわけですよ。しかし確かにOPECの内部の事情もございまして、そしてまた最近のアメリカ資本の力の後退といふものも出てまいりておるわけでありまして、そういう意味からローサルファエネルギーを確保するといふ観点等を含めても、私はやはり公団は将来どうしても原油の取り取り、こういった機能をも持たせなければならぬのではないかと。残念ながらこの面については今度の改正は触れていないわけでありまして、非常に目まぐるしく国際環境は変わつていくのではないかと思ふわけですよ。そういう情勢を見通して、大臣は将来公団に対してそういう機能を付与することを検討し、そういう情勢変化におくれないうように対応するといふ考へを持っておるかどうか、この点について見解を承つておきたいと思ふのです。

○田中国務大臣 石油開発といふものの重要性から考へて当然考へております。今日の段階に於いての改正法律案といふものが腰だめでないかといふことでございまして、それを指摘されればそのとおりであると思ふべきを得ません。ただ石油資源開発法をつくりましてから公団法をつくるまでの間、非常に時間がかつたわけでありまして、それでも手おくれだったといふことで、公団法をつくるまで今日までは比較的短い間に改正案を御審議いただけるようになっておるわけでありまして、これはやはり公団に対して権限を付与しなければならぬし、いろいろな事業を行なわなければならないように業務の拡大をはかるというような方向でなければならぬわけですよ。しかしすべてがその公団、事業団でやるのか、民間との調整をどうするかといふ問題がまだございまして。またアメリカ式にやるのか西ドイツ式にやるのか、いろいろな問題がございまして、そういうことでまだ結論が出せない状態である。ただ備蓄をする場合に、五百萬トンずつ十カ所にやるとすれば五千萬トンのものが考へられるわけでありまして、そういうことが考へられる場合、これは来年になればすぐ問題になる問題だと思ふのであります。その場合事業団をつくるのか石油開発公団にやらせるのか、民間で特殊会社をつくらせるのかといふことは、立法手段に訴へなければならぬわけですよ。その問題に対してはまだ業界とも意見が一致しておりませんし、政府内部の意見もまだ一致しておらぬわけでありまして、であります。事業団をつくる準備をさせるなら公団そのものにやらせるのは当然であります。そういうようなことで問題はまた結論が出ておらないといふことでございまして、方向としては拡大の方向で考へておりますし、私自身が石油公団の業務の拡大主義者でありますので、これはもうお説のように考へておるといふことを申し上げておきます。

○岡田委員 先ほど来から議論がありましたけれども、これから開発政策を進めていく際に、海外経済協力の関係が非常に重要になってくることは論をまたないと思ふのです。今度政府は第二次国連開発の十年といふので、一九八〇年の最終年次には政府ペーセスをGNPの〇・七％に引き上げる、こういう意向をもつて愛知さんがいまサンチアゴの会議に臨んでおられるように聞いておるわけですよ。このこともなかなかたいへんだと思ふのです。しかしいざいざにしても二百二十兆になりまして二兆二千億、三百兆になりますと三兆兆を経済協力に充当するわけですから、そういう意味で、私は先般外務大臣に対して、外務省の経済協力局ではもはやこれを消化し得ない段階である。もちろん通産局、外務省の経済協力局を包括して、組織的にやはりこの方針に基づいて組織体制を整備すべきではないのか、こういう意見を述べたわけですよ。これに対して外務大臣は、これは単なる一つの省の経済協力庁とかこういう程度ではもはやだめだ。当然わが国は、加工貿易立国の情勢から考へて、これは海外経済協力庁をつくる必要があるといふ見解を述べられたわけですよ。この機会に田中通産大臣のこの問題に対する見解を承つておきたい。

○田中国務大臣 かつて貿易省の構想もございまして、それからいままた海外経済協力省の構想もございまして、これは慎重に検討する必要があると思ふのです。これは経済協力といふものが、これから南北問題が主体になってくれば、外務省の仕事の大半は経済協力になってしまふのです。ですから経済協力といふものや貿易といふようなものの伴わない外交といふのはなかなかないのです。日米間の外交の大宗は何かといへば、日米の貿易交渉と通貨調整であつたといふことから見てもすぐわかるわけですよ。またUNCTADに七十数人の大代表団を出さなければならぬといふことを考へればすぐおわかりになることでもあります。ですから外務省といふものの内容が変わつてくるのだと思ふのです。外務省のいままでのただ領土問題だとか南北問題だといふいろいろな問題だけではなくて、外務省自体の仕事、外交自体が変わつてくることであつて、もうすぐこれを全部取り除いて別な省にしたら、外務大臣やりにくくなる

だらうなという気もするわけです。ですからこれは政府部内で皆さんの意見も聞きながら慎重に対処すべき問題だ。一海外経済協力省をつくることによつて、国際的には看板を上げまして、日本もいよいよ腰を上げたな、看板を上げたなということになるでしょうが、しかしそれは実際において効率的な外交を展開していきけるかというと、私は問題があると思います。

○岡田委員 最後に、これでやめますが、田中通産大臣はこの委員会でも石川議員の質問に対して、円の再切り上げの対策として、第二為替会計をつくる、こういう意向を述べられたわけです。しかし最近の財務当局の動向を見ますと、三月末で百六十六億六千三百万ドルの外貨になった。しかし三月は一億三千万ドル程度だ。四月にはこれは大体減るだらう。五月以降はさらに大幅に減る可能性がある。非常に樂觀説を出しているように私は判断をするわけです。一方においては、しかし六月中旬にはこの円再切り上げの問題については国際的に相当圧力が高まるのではないかと、これも伝えられておるわけです。政府部内においても、円の再切り上げの対策、外貨問題について四月末に何らかの対策の結論を出すやに何っておるわけですが、それは四月末に外貨対策の結論を出すのかどうか。それと同時に、本委員会でも大臣が答弁された第二為替会計という制度、こういうものについては、今日の情勢で、見通しの上に立つてなおかつ必要であるし実現しなければならぬと思っておるかどうか、この点を伺っておきたいと思えます。

○田中閣務大臣 外為法の改正を伴わないで外貨の直接貸し付けを行なうとすれば、別に法律を審議をしていただくべきであります。またそういう方向で大蔵、通産事務当局でもって話し合いを進めております。今週中と思っておったのですが、来週中には間違ひなく結論を出したい、こういう考え方でございますので、第二外為会計というものは、これは名前はどうなるかにしても、これをつ

くらなければならぬというところは考えております。

それから、百六十七億ドルといいますが、これは外国では非常に注目しておるのです。そして中には下村さんがこの間、百億ドルをIMFに寄託をして、その利息でもって経済協力をやつたらどうかという御発言もあるわけですが、実際においていまの輸入というものは月間二十億ドル見ればいいわけでありまして、三カ月とすれば六十億ドルであります。六十億ドルに、固定するものを考えても八、九十億ドル、百億ドルあればいいわけでありまして、約六、七十億ドルというものはやはり話題の対象になっておるわけでありまして、そういうことであるとすれば、これはやはり通産行政の面から見れば、とにかく将来当然搬入しなければならぬ原材料等を搬入しない、南北問題のさなかに現地で、議論を巻き起こしておるわけでありまして、これを物にかえるということを考えてないということが間違ひだと私は思います。そういう意味で、金利問題が片づいて、四多程度の公定歩合が実施されて、そして実効金利が下がれば、私も相当な外貨流出というものがあろうと思えます。思いますが、将来そうなるであろうなどと言っているうちに、外国から非難されておるのでございまして、やはりこれは実行すべきであるという考えでありまして、近く成案を得て御審議をいただくという方針に変わりありません。

○鴨田委員長 以上で、両案中石油開発公団法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。○鴨田委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。石油開発公団法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○鴨田委員長 次に、本法律案に対し、橋口隆君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者から趣旨の説明を求めます。岡田利春君。

○岡田委員 自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案による附帯決議案につきましまして、四党を代表して私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

石油開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行にあたり、最近の内外情勢をかんずく石油情勢の急激な変化にかんがみ、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため、海外石油資源の探鉱開発及び調査と経済協力との有機的結合、大陸棚石油資源開発の促進並びに石油等資源開発における外貨の活用について積極的な施策を講ずるとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石油開発公団の投資規模の拡大及び機構・人員の充実、特に情報網の整備と技術体制の強化を図るとともに、直接利権の取得等業務の拡充に努めること。

二、石油の備蓄については、当面の目標である六十日分の達成を期するとともに、引続きその増強を図るよう指導助成を行なうこと。

三、大気汚染を防止するため、低硫黄原油の確保に努めるとともに、脱硫技術の研究開発及び脱硫装置の設置の促進を図ること。

四、石油開発公団の全国信用金庫連合会からの

資金借入れにあたつては、中小企業金融に支障を来すことのないよう特に配慮すること。

以下、若干提案理由の説明を行ないます。

前段で述べております大陸棚石油資源開発は、最近特に緊急かつ重要な問題として注目を集めております。したがつて、わが国はまだ大陸棚の条約を批准していない国でございまして、また大陸棚な資源開発のためには所要の法体系、法律を整備する必要があるのではないかと、この点を特にわれわれは強調いたしておるわけです。この点をつけ加えておきたいと思ひます。

さらにまた、先ほど来議論もございましたけれども、石油開発公団がわが国の石油開発の戦略構想に基づく中核組織として、これをさらに育成発展させてまいらなければならぬことを特に強調しておきたいと思ひます。直接利権の取得等、先ほど問題にありましたように、石油の消費が急速に伸びていくという過程の中で公団業務を拡大をしていく、あるいはまた原油引き取り等についても展望を持ちながらこれを着実に整備していく。石油消費量が伸びる中でこれをやるほうが一番摩擦が少なく可能であることはきわめて常識的であると判断をするわけです。そういう趣旨をここに述べておりますので、御説明申し上げておきたいと思ひます。

第二に、わが国の石油の備蓄問題については、非常におくれをとつておりますことも御承知のとおりであります。今回六十日を目標にすることになつておりますが、すでにヨーロッパでは六十日をこえて、ここ三、四年の間には九十日間の備蓄を義務づけているというECの政策もございまして、さらにそういう方向を展望しながら石油の備蓄について配慮すべきであるというのが趣旨の内容であります。

最後に、第三には、大気汚染の防止をはかるための低硫黄の原油の確保ということ、現在世界の産油量の大体三八％がサルファ一％以下の原油

である。これの比率は上回ることとは絶対ないわけ

です。漸次下降傾向をたどるのではないかといわれ
ておるわけです。政府は、そういう意味において安
定供給の面も加味しつつ、特に低サルファの原油
産地でありますアフリカあるいはまたソ連ある
いはまた大陸だ、こういう点に供給源を分散
をはかりながら低硫黄原油を確保するという積極
的な姿勢のもとに、特に中近東依存を解消できな
い限りにおいては、脱硫装置の研究開発というも
のにさらに一その努力をし、根本的に公害の除
去に処すべきであるという趣旨の内容であります
ことをつけ加えて申し上げておきたいと思いま
す。

したがって、詳細の説明は以上で省略いたしま
すが、ぜひ委員各位の御賛同をお願いいたしたい
と思ひます。

○鴨田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本動議のと
り附帯決議を付するに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求め
られておりますので、これを許します。田中通商
産業大臣。

○田中通商大臣 ただいま議決をいただきました
法律案に対する附帯決議につきましては、政府は
その趣旨に対し万遺憾なきを期する所存でござ
います。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、これ
に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次回は、来たる十八日、午前十時
理事会、午前十時三十分委員会を開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

昭和四十七年四月二十五日印刷

昭和四十七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局